

令和元年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会の
開催結果（速報）

1. 日 時 : 令和元年12月6日（金） 15:00～17:00
2. 会 場 : 高松サンプォート合同庁舎北館 13階 1307会議室
3. 出席者
委 員 : 橋本委員長、石原委員、倉内委員、
中川委員、政岡委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、
道路部長、港湾空港部長 他

4. 議事内容

○再評価（2件）

- ・一般国道33号 松山外環状道路インター東線
- ・一般国道56号 松山外環状道路空港線

○事後評価（4件）

- ・一般国道11号 徳島インター関連
- ・一般国道55号 大山道路
- ・徳島小松島港赤石地区国際物流ターミナル整備事業【岸壁(-13m)②】
- ・三島川之江港金子地区国際物流ターミナル整備事業

○報告案件（10件）

- ・吉野川総合内水緊急対策事業（ほたる川）
- ・肱川土地利用一体型水防災事業（大和（上老松））
- ・那賀川直轄河川改修事業
- ・仁淀川床上浸水対策特別緊急事業（日下川）
- ・肱川直轄河川改修事業
- ・吉野川総合水系環境整備事業

- ・ 肱川総合水系環境整備事業
- ・ 重信川総合水系環境整備事業
- ・ 長安ロダム改造事業
- ・ 山鳥坂ダム建設事業

5. 審議結果

○再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- ・ 一般国道 33 号 松山外環状道路インター東線
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- ・ 一般国道 56 号 松山外環状道路空港線
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

○事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- ・ 一般国道 11 号 徳島インター関連
「今後の事後評価の必要性はない」、「改善措置の必要性はない」、
「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- ・ 一般国道 55 号 大山道路
「今後の事後評価の必要性はない」、「改善措置の必要性はない」、
「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- ・ 徳島小松島港赤石地区国際物流ターミナル整備事業【岸壁(-13m)②】
「今後の事後評価の必要性はない」、「改善措置の必要性はない」、
「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。
- ・ 三島川之江港金子地区国際物流ターミナル整備事業
「今後の事後評価の必要性はない」、「改善措置の必要性はない」、
「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

6. 報告結果

以下の審議結果について報告を行った。

- ・ 吉野川総合内水緊急対策事業（ほたる川）
- ・ 肱川土地利用一体型水防災事業（大和（上老松））
- ・ 那賀川直轄河川改修事業
- ・ 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業（日下川）
- ・ 肱川直轄河川改修事業
- ・ 吉野川総合水系環境整備事業
- ・ 肱川総合水系環境整備事業
- ・ 重信川総合水系環境整備事業
- ・ 長安口ダム改造事業
- ・ 山鳥坂ダム建設事業

以 上